

改正

平成7年6月30日規則第11号
平成11年3月23日規則第5号
平成11年3月25日規則第11号
平成14年7月4日規則第20号
平成16年7月1日規則第17号
平成18年6月30日規則第19号
平成18年9月29日規則第27号
平成18年12月29日規則第48号
平成23年3月30日規則第8号
平成25年6月27日規則第29号
平成27年1月30日規則第1号
平成28年3月31日規則第12号
平成28年9月28日規則第31号
平成29年12月27日規則第29号

泉南市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則

泉南市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例施行規則（平成5年規則第19号）の全部を改正する。

（趣旨）

第1条 この規則は、泉南市子どもの医療費の助成に関する条例（平成6年条例第25号。以下「条例」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

（一部自己負担額）

第2条 条例第4条に規定する規則で定める一部自己負担額（治療用装具の支給を除く。）は、医療機関（薬局を除く。以下この条において同じ。）ごとに、1日につき500円とする。ただし、当該一部自己負担額は、同条に規定する療養に要する費用の額のうち国民健康保険法（昭和33年法律第192号）の規定による被保険者又は社会保険各法の規定による被保険者、組合員若しくは加入者が負担すべきこととされている額を超えることができない。

2 前項の規定にかかわらず、同一の月に同一の医療機関において行う同項の規定による一部自己

負担金の支払は、2日までとする。

3 歯科診療及び歯科診療以外の診療を併せて行う医療機関において歯科診療又は歯科診療以外の診療を受けた場合における前2項の規定の適用については、当該歯科診療又は歯科診療以外の診療は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

4 同一の月に同一の医療機関において入院及び入院以外の療養を受けた場合における第1項及び第2項の規定の適用については、当該入院又は入院以外の療養は、それぞれ別の医療機関で受けたものとみなす。

(申請の方法)

第3条 条例第6条第1項に規定する申請は、子ども医療証交付申請書(様式第1号)に次に掲げる書類を添えて、市長に提出しなければならない。

(1) 医療保険証(国民健康保険法又は社会保険各法の規定に基づく被保険者証、組合員証又は加入者証をいう。以下同じ。)

(2) 所得を証明する書類

(3) その他市長が必要と認める書類

(助成の通知)

第4条 条例第7条第3項に規定する助成を行わないことを決定したときの通知は、子どもの医療費助成申請却下通知書(様式第2号)により行うものとする。

(医療証)

第5条 条例第7条第2項に規定する規則で定める医療証は、子ども医療証(様式第3号。以下「医療証」という。)とする。

2 医療証の有効期限は、対象者が15歳に達した日以後の最初の3月31日までとする。

(医療証の再交付)

第6条 医療証の交付を受けた対象者(以下「受給者」という。)の保護者は、医療証を破損し、汚損し、又は紛失したときは、医療証再交付申請書(様式第4号)により市長に再交付を申請することができる。この場合において、医療証を破損し、又は汚損したときの申請については、当該医療証を添えなければならない。

2 受給者の保護者は、医療証の再交付を受けた後に紛失した医療証を発見したときは、速やかに市長に返還しなければならない。

(助成の方法の特例)

第7条 条例第9条ただし書に規定する市長が必要と認める場合とは、次の各号のいずれかに該当

する場合とする。

- (1) 国民健康保険法又は社会保険各法の規定により保険外併用療養費、療養費若しくは特別療養費が現に支給されたとき（精神病床への入院に係る給付を除く。）。
- (2) 条例第8条に規定する契約医療機関以外の医療機関において受給者が療養の給付を受けたとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、市長が特別に必要があると認めるとき。

2 条例第9条ただし書の規定による医療費の助成を受けようとする保護者は、医療費助成申請書（様式第5号）に次に掲げる書類を添えて、月単位で市長に申請しなければならない。

- (1) 医療証
- (2) 領収書又はこれに代わるべき証明書
- (3) その他市長が必要と認める書類

（届出事項）

第8条 条例第11条に規定する規則で定める事項は、次に掲げる事項とする。

- (1) 資格変更に関する事項
- (2) 資格喪失に関する事項

2 条例第11条に規定する届出は、受給資格変更（喪失）届（様式第6号）に医療証を添えて行わなければならない。

（一部自己負担額に係る助成）

第9条 受給者の保護者が同一の月に支払った一部自己負担額を合算した額が2,500円を超える場合は、当該合算した額から2,500円を控除した額を助成する。

2 前項の規定による助成を受けようとする受給者の保護者は、一部自己負担額助成申請書（様式第7号）に一部自己負担額の支払を証する書類を添えて、市長に申請しなければならない。

（添付書類の省略）

第10条 市長は、この規則の規定による申請書又は届出書に添付して提出する書類により証明すべき事実を公簿等により確認できる場合は、当該書類の提出を省略させることがある。

附 則

（施行期日）

1 この規則は、平成7年4月1日から施行する。

（適用区分）

2 この規則の規定は、この規則の施行の日以後の医療に係る医療費から適用し、同日前の医療に

係る医療費については、なお従前の例による。

(経過措置)

- 3 この規則の施行の際現に改正前の泉南市乳幼児の入院医療費の助成に関する条例施行規則の規定により提出されている申請書又は届出書は、この規則の規定により提出されたものとみなす。

(制限額の特例)

- 4 平成7年9月30日までは、条例第3条第1項第2号に規定する規則で定める額は、なお平成2年5月30日政令第121号の定めるところによる。

附 則 (平成7年6月30日規則第11号)

この規則は、公布の日から施行し、改正後の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定は、平成7年6月1日から適用する。

附 則 (平成11年3月23日規則第5号)

(施行期日)

- 1 この規則は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現にこの規則による改正前の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(以下「旧規則」という。)第6条第1項第1号の規定により提出されている医療保険証は、この規則による改正後の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則(以下「新規則」という。)の相当規定により提出された医療保険証とみなす。
- 3 この規則施行の際現に旧規則の様式により交付されている医療証は、新規則の様式により交付された医療証とみなす。

附 則 (平成11年3月25日規則第11号)

この規則は、平成11年4月1日から施行する。

附 則 (平成14年7月4日規則第20号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成14年10月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則施行の際現に改正前の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定により医療証の交付を受けている者は、改正後の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則第6条第1項に規定する申請をした者とみなして、同規則第8条の規定による医療証を交付する。

附 則 (平成16年7月1日規則第17号)

(施行期日)

- 1 この規則は、平成16年11月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 改正後の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則（以下「新規則」という。）の規定は、前項の施行の日以後に行われる療養に係る医療費の助成について適用し、同日前に行われた療養に係る医療費の助成については、なお従前の例による。
- 3 この規則の施行の際現に提出されている改正前の泉南市乳幼児医療費の助成に関する条例施行規則の規定による申請書及び届書は、新規則の規定による申請書及び届書とみなす。

附 則（平成18年6月30日規則第19号）

この規則は、平成18年7月1日から施行する。

附 則（平成18年9月29日規則第27号）

この規則は、平成18年10月1日から施行する。

附 則（平成18年12月29日規則第48号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成19年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の規定により医療証の交付を受けていた者で、改正後の規定を適用した場合に引き続き医療証の交付を受けることとなる者に係る医療証の交付申請については、改正後の第7条第1項の規定による申請があったものとみなす。

附 則（平成23年3月30日規則第8号）

(施行期日)

- 1 この規則は、平成23年7月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この規則の施行前に改正前の規定により医療証の交付を受けていた者で、改正後の規定を適用した場合に引き続き医療証の交付を受けることとなる者に係る医療証の交付申請については、改正後の第4条の規定による申請があったものとみなす。

附 則（平成25年6月27日規則第29号）

この規則は、平成25年7月1日から施行する。

附 則（平成27年1月30日規則第1号）

(施行期日)

1 この規則は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の規定により医療証の交付を受けていた者で、改正後の規定を適用した場合に引き続き医療証の交付を受けることとなる者に係る医療証の交付申請については、改正後の第3条の規定による申請があったものとみなす。

附 則 (平成28年3月31日規則第12号)

この規則は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成28年9月28日規則第31号)

(施行期日)

1 この規則は、平成29年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行前に改正前の規定により医療証の交付を受けていた者で、改正後の規定を適用した場合に引き続き医療証の交付を受けることとなる者に係る医療証の交付申請については、改正後の第3条の規定による申請があったものとみなす。

附 則 (平成29年12月27日規則第29号)

(施行期日)

1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。

(準備行為)

2 この規則の施行の日前に準備行為として行ったこの規則による改正後の規定による申請その他この規則による改正後の泉南市子どもの医療費の助成に関する条例施行規則（以下この項において「新規則」という。）を施行するために必要な準備行為は、新規則の相当規定によって行ったものとみなす。